

「不祥事防止委員会」設置要綱

東広島市立八本松小学校

(趣旨)

第1条 この要綱は、教職員の規範意識を高め、学校全体として不祥事根絶に向けた学校文化や風土を確立するため、教職員が主体的に不祥事防止に取り組む校内組織として、校務運営規程第4章第20条に基づき、「不祥事防止委員会」の設置と、その組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 校長、教頭、主幹教諭、教務主任
- (2) その他、校長が必要と認める者

(業務内容)

第3条 委員会は、不祥事防止に係る次の業務を行う。

- (1) 委員会の年間業務計画の作成、取組の検証
- (2) 服務規律の確保に係る研修の年間計画、企画、実施
- (3) 「体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」の運営、周知
- (4) 児童の状況を把握するためのアンケートや調査の実施、分析
- (5) 服務規律の確保に向けた啓発、環境づくり、情報の発信
- (6) 教職員相互のコミュニケーションづくり、不祥事防止チェックの実施
- (7) P T A等との意見交換
- (8) その他、服務規律の確保に向けた取組に関する協議

(その他)

第4条 この要項に定めるもののほか、当該委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和3年4月1日から一部改正する。

この要綱は、令和5年4月1日から一部改正する。